農地法第４条・第５条届出手続きの流れ

堺市農業委員会事務局

農地の都市計画法上の区域区分の確認

市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届出書を提出してください。許可を得る必要はありませんので、農地が市街化区域内であるかご確認ください。

↓

届出受理の履歴の確認

過去に届出を行っているにも関わらず、農地の登記地目を変更していない場合があります。届出書を提出する前に、受理の履歴を農業委員会事務局にお問い合わせください。

↓

届出の履歴あり

受理済証明の発行

受理済みで届出受理通知書を紛失している場合は、受理済証明を発行します。認印を持参のうえ、お越しください。代理人が申請する場合は、さらに委任状が必要です。証明書が必要な場合は、事前に準備を行いますので、お知らせください。

届出受理の履歴なし

届出書の作成 必要書類の確認

届出書や指定様式の書類は、農業委員会事務局で受け取るか、堺市農業委員会のホームページからダウンロードしてください。

↓

届出書の提出／受付

届出書は、農業委員会事務局に持参のうえ、ご提出ください。届出書に記入漏れや必要書類に不足がないか確認します。
受付は、随時行います。

↓

届出内容の確認

農業委員会事務局が提出された届出内容の確認を行います。

↓

事務局長の専決決裁

受理通知書は、受付から１週間以内に交付します。

↓

受理通知書の交付

受理通知書をお渡しする際には、電話により連絡致しますので、受領印を持参し、農業委員会事務局までお越しください。

↓

農業委員会への報告

農業委員会総会で事務局が案件の報告を行います。

事務局で専決ができない場合

調査のうえ、農業委員会で審議し、受理、不受理の決定をします。

(1) 農地の利用関係に紛争が生じている場合
(2) 農地等の転用に伴い、周辺農業者の農業上の土地利用関係に悪影響を及ぼし紛争の生じるおそれのある場合や紛争が顕在化している場合
(3) その他これらに準ずる場合